

再生可能エネルギー導入促進

蓄電システム設置費用の一部を補助します

町では、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自立・分散型エネルギー設備(蓄電システム)を設置する方に対して、設置費の一部を補助します。

補助金の申請は、必ず設置前に行っていただく必要があります。事前に町民課までご相談ください。

補助対象者 次のすべてに該当する方

- ①城里町に住所を有し、または住所を有する見込みの方
- ②自ら居住し、もしくは居住しようとする町内の住宅(店舗等の併用住宅を含む)に補助対象設備を設置する方、または自ら居住するため、補助対象設備が設置された町内の新築住宅を購入する方
- ③町税等(町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)を滞納していない方
- ④本人または同一世帯に属する方が、茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取り組みを行っている方
- ⑤補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の設備に対し、本人または同一世帯に属する方が、補助金の交付を受けていない方
- ⑥補助金の交付を申請した日の属する年度内2月末日までにすべての手続きを完了することができる方
- ⑦補助事業を実施する者が住宅の所有者でないとき、または共有者がいる場合は、所有者および共有者の同意が得られている方

補助金額・補助対象設備 次のすべてに該当する蓄電システム1設備に対し、5万円

- ①電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであり、かつ、設置時に未使用であること
- ②住宅に設置された太陽光発電設備(発電出力10kW未満のものに限る)と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること
- ③蓄電池部から供給される電力が、当該住宅にて使用されるものであること
- ④国が申請年度またはその前年度に実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者(一般社団法人 環境共創イニシアチブ)により登録されているものであること

※予算の範囲内での補助となります。

申請期限 令和7年1月31日(金)

申請先・問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線113)

令和5年度

住民基本台帳閲覧状況を公表します

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

申出者氏名	請求事由の概要	閲覧年月日	対象地区	件数
			対象者	
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	「生活意識に関するアンケート調査」 (第95回)の対象者抽出 委託者：日本銀行 情報サービス局	令和5年 6月2日	大字上古内、北方、塩子、真端	15件
			20歳以上の男女	
(一社)中央調査社 会長 境 克彦	「令和5年度国語に関する世論調査」 実施のための対象者抽出 委託者：文化庁 国語課	令和5年 11月20日	大字上泉	18件
			16歳以上の日本人男女	

問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線116)

城里町国民健康保険

第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定

国民健康保険の保険者(市町村)は、国民健康保険法および高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各保険者に「国民健康保険保険事業実施計画(データヘルス計画)」および「特定健康診査等実施計画」の策定が義務付けられています。

城里町では、被保険者の皆さんの健康の保持増進を図るため、また保険者が効率的、効果的な保健事業を実施するための計画「城里町国民健康保険 第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画 令和6年度～11年度」を令和6年3月に策定しましたので公表します。

右記のQRコードから計画書または概要版をダウンロードできます。また、ご希望の方には概要版をお送りしますので、国保年金課までご連絡ください。



問合せ 国保年金課 ☎029-288-3111(内線143)

健康な心とからだを育むために「食べること」について考えてみませんか 今日からはじめよう！「減塩」生活

城里町は男女ともに「急性心筋梗塞」や「脳梗塞」で亡くなる方が多い傾向にあります。その要因のひとつは食塩のとり過ぎです。食塩のとり過ぎは、大人だけの問題ではありません。乳幼児期からうす味に慣れ、少ない食塩でおいしく食べることが大切です。

この機会に家族で食塩のとり方について考えてみませんか？

令和5年度特定保健指導対象者210人に塩分チェックシートを実施したところ、90%の方が食塩をとり過ぎていました。

みそ汁、麺類、漬物から食塩を多くとっていました。

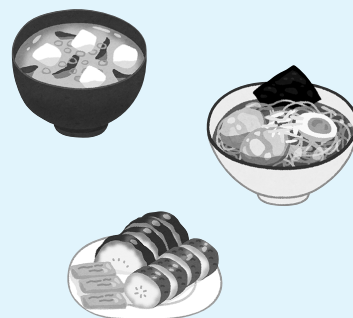


令和5年度から3歳児健診の尿検査時に尿中食塩濃度を測定しています。食塩摂取量を推定したところ、半数以上が食塩をとり過ぎていました。中には成人の目標量も超えているお子さんもみられました。



あなたの食べ方は大丈夫？

- ☐ みそ汁やスープを1日2杯以上食べる
- ☐ 漬物、梅干しを1日2回以上食べる
- ☐ うどんやラーメンなどの麺類を週3回以上食べる
- ☐ 麺類の汁を半分以上飲む
- ☐ ウィンナーやベーコンなどの肉の加工品をよく食べる
- ☐ 塩鮭やみりん干しなど干物や塩蔵魚をよく食べる
- ☐ 料理の味をみる前に、しょうゆやソースをかける



※チェックした項目については、食べる頻度や量を減らし、減塩を心がけましょう！

問合せ 健康福祉課(常北保健福祉センター内) ☎029-240-6550(直通)

町内3か所で

業務用はかりの定期検査を実施します

取引または証明を目的に使用するはかり(計量器)は、2年に1回定期検査を受けなければなりません。城里町においても、下記日程により定期検査を実施しますので、最寄りの会場で必ず受検されますようお知らせします。なお、所在場所での検査を希望される場合、別途料金になりますが計量士による巡回検査の制度もありますのでご利用ください。

検査会場・日時

- 常北地区会場：コミュニティーセンター城里
6月24日(月) 午前10時30分～正午・午後1時～午後3時
- 桂地区会場：桂公民館
6月25日(火) 午前10時30分～正午
- 七会地区会場：七会町民センター
6月25日(火) 午後1時30分～午後3時

当日持参するもの

- ①印鑑 ②手数料(1台当り520円～3,000円位) ③受検通知ハガキ(初回は不要) ④はかり(分銅・おもりも必ず持参)

【検査対象となる計量器の範囲】

- ア. 各種商店(露店、行商を含む)で商取引に使用するはかり
- イ. 薬局、病院の調剤用はかり
- ウ. 農産物、出荷のために使用するはかり(米の庭先取引用も対象)
- エ. 事業所の受入、出荷の取引用はかり、内容量および品質表示のために使用するはかり
- オ. 運送(宅配便)会社の小荷物の運賃算出に使用するはかり(コンビニ、商店等の取次店も含む)
- カ. 貴金属商、釣堀等で使用するはかり
- キ. 保健所、病院、学校、幼稚園、保育所で健康診断や身体検査に使用するはかり
- ク. 法令等により、公共機関への報告または、統計などを目的として使用するはかり

定期検査が免除されるはかり

新規に購入したはかり、または計量士による検査(代検査)を受けたはかりで、定期検査の実施日においてはかりに刻印された検定年月から1年以内のもの

※家庭用計量器は、取引・証明に使用できません。また、検査の対象にもなりません。

問合せ

茨城県計量検定所 指導課 ☎029-221-2763
(一社)茨城県計量協会 ☎029-225-7973
まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線225)

均等割のみ課税世帯に対し

物価高騰対応重点支援給付金を支給します

物価高騰にともなう支援として、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円の給付金を支給します。受給には手続きが必要です。

支給対象者

基準日(令和5年12月1日)に町に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の世帯主

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。また、令和5年度住民税非課税世帯(物価高騰対応重点支援給付金7万円)の対象の方は受給できません。

こども加算給付金

令和5年度住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯のうち、子育て世帯の世帯主に対し、18歳以下のこども1人あたり5万円の支給します。

申請方法

町から送付する確認書または申請書の内容を確認し、添付書類とともに同封の返信用封筒で提出してください。

申請期限 6月28日(金)

申請先・問合せ 健康福祉課 物価高騰給付金窓口 ☎029-288-3111(内線133)

城里町地域活性化イベント支援事業等補助金(第2回募集)

地域活性化に取り組む皆さんの活動を支援します！

町では、地域の活性化を図ることを目的に、町内の住民団体等が実施するイベント等の経費の一部を助成します。

対象団体 次の要件をすべて満たす団体

- ・町内に在住、在勤、在学する方を過半数として構成する組織
- ・営利活動、政治活動、宗教的活動を主目的としていないこと
- ・定款、規約、会則、その他の定めにより、団体として運営上の規律が確保されていること 等

対象事業 次の要件をすべて満たす事業

- ・住民団体等が自主的、主体的に企画、実施している事業
- ・目的を持ち、長期的展望に立って企画している事業
- ・地域特性、地域資源を有効に活用している事業
- ・地域課題の解決に資する事業
- ・町内外から一定の集客が見込まれる事業

補助額 上限30万円

対象経費 事業の達成に直接必要な経費(報償費や旅費、消耗品費等)

交付決定 審査委員会にて審査のうえ、交付の可否・金額等を決定します。

申請方法 補助金を希望する団体は、交付申請書のほか事業計画等の添付書類の提出が必要となります。申請方法や必要書類等の詳細は、町ホームページをご覧ください。

申請期限 7月1日(月)

申請先・問合せ まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線228)

詳しくはこちら▶



町長コラム

標準財政規模と一般会計予算規模と
財政の健全性について

町のお財布事情など、町長が町民の皆さまへお伝えしたいことを掲載していきます。

「城里町の一般会計予算は、標準財政規模よりもはるかに大きくなっているの、異常であり、将来が不安だ」という心配の声をいただくことがありました。

さて、「標準財政規模」とは、「標準的な状態で市町村に入ってくる収入」のことを指します。城里町の標準財政規模は、令和4年度で約64億円となっています。ここでの「標準的な状態」というのは、その市町村が国や県などに補助金や交付金などの申請を一切行わず、特定財源確保の努力をしない状態を指しています。

しかし、実際の予算編成においては、国や県の補助金の申請や有利な起債制度の活用などにより財源の確保を行いますので、一般会計予算は標準財政規模を大きく上回ることになります。東茨城郡内および小美玉市、隣接の水戸市の標準財政規模と一般会計予算の規模を右表で比較してみました。例えば水戸市や大洗町は標準財政規模の2倍近い一般会計予算を組んでおり、むしろ城里町は他市町と比較すると標準財政規模に対して小さな予算を組んでいることが確認

でき、正常な予算であることが分かります。また、財政健全化の最も重要な指標である「将来負担比率」においても、城里町は平均を下回っており、健全な財政運営が行われているため、将来の不安もありません。

財政指標は聞き慣れない言葉が使われます。難しい言葉に惑わされず、正確な知識に基づいて、住民福祉の向上につながる行政をして参りたいと思います。

標準財政規模と一般会計予算の倍率と将来負担比率について

市町村名	令和4年度 標準財政規模 A	令和5年度 一般会計予算 B	倍率 B/A	将来負担比率 (R4 決算)
城里町	約64億円	約102億円	1.58	42.2%
水戸市	約604億円	約1,175億円	1.94	132.9%
大洗町	約43億円	約86億円	1.98	86.4%
小美玉市	約137億円	約220億円	1.60	20.1%
茨城町	約80億円	約128億円	1.59	8.1%
平均	約186億円	約342億円	1.74	57.94%